よくあるご質問

Ｑ１．タクシー乗車券・コミュニティバス回数券等は、１万円の範囲内であれば希望するものを選ぶことができますか？

①～③の中より希望する１万円相当分を選んでいただきます。そのため、３種類の乗車券・回数券を組み合わせることやタクシー乗車券のみを１万円分選択することも可能です。

①タクシー乗車券　　≪５，０００円分≫
②コミュニティバス回数券≪２，０００円相当分≫
③大分県内共通バス回数券≪１，０００円相当分≫

Ｑ２．タクシー乗車券・コミュニティバス回数券等の有効期限を教えてください。

タクシー乗車券・・・・・・・・申請日の翌年度の３月３１日まで
例：２０２６年（令和８年）５月１日に申請された場合は、２０２８年（令和１０年）の３月３１日まで
コミュニティバス回数券・・・・有効期限はありません
大分県バス会社共通回数券・・・有効期限はありません

Ｑ３．支給されたタクシー乗車券・コミュニティバス回数券等は誰でも利用できますか？

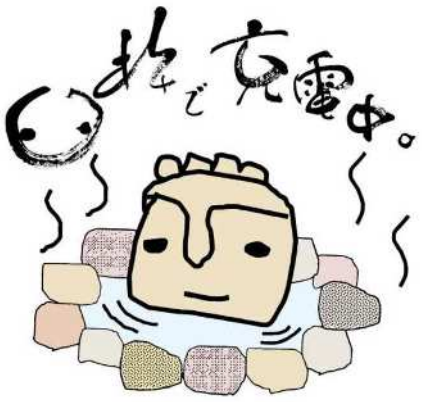
運転免許証を返納された方のみが利用できます。そのため、ご家族等の利用はできません。
また、有効期限切れや紛失された場合は再交付できませんのでご注意ください。

Ｑ４．タクシー乗車券・コミュニティバス回数券等は、毎年支給されますか？

臼杵市役所へ申請した際に１回（１万円相当）のみ支給されます。

Ｑ５．既に運転免許証の有効期限が切れている場合、対象となりますか？

自主返納制度は運転免許証の有効期限内に返納することを支援するためのものであるため、有効期限が過ぎている方は対象となりません。



Ｑ６．障がいや病気により運転免許証を自主返納した場合にも対象となりますか？

臼杵市に住民登録をされている方（外国人登録をされている方を含む）であれば年齢を問わず対象となります。